

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 市民協働課	
許 認 可 等 名	徳島市津田コミュニティセンターの施設及び附属施設の利用承諾	
根 拠 法 令	徳島市地区コミュニティセンター条例	
根 拠 条 項	第 6 条 第 1 項	
連 絡 先	津田コミュニティ協議会 (電話 6 6 2 - 0 5 9 9)	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市地区コミュニティセンター条例 (利用の承諾)</p> <p>第 6 条 センターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承諾を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の承諾に当たって、センターの管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(利用の承諾の制限)</p> <p>第 7 条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、利用の承諾をしない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その他公益上又は管理上適当でないとき。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 2 4 年 8 月 1 日 設 定 (令 和 6 年 3 月 1 日 最 終 変 更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即 日 ~ 5 日 (休 日 を 除 く)
	設 定 等 年 月 日	平成 2 4 年 8 月 1 日 設 定 (平 成 年 月 日 最 終 変 更)